

○二階堂委員長 次に、国政調査承認要求に関する件につきましてお諮りいたします。

今国会におきましても前国会と同様、国土計画、地方計画、都市計画、河川、道路、住宅及び建築に関する事項について、衆議院規則第九十四条によりまして国政調査の承認を得ておきたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○二階堂委員長 御異議なきものと認め、さように決しました。

なお、議長に提出する国政調査承認要求書の作成並びに提出手続につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○二階堂委員長 御異議なきものと認め、さように決しました。

○二階堂委員長 次に、第二室戸台風による建設関係の被害状況並びに対策等につきまして、政府当局より説明を聴取いたします。山内河川局長。

○山内（一）政府委員 それでは、お手元に資料が配付してございますので、資料に基づきまして御説明をいたしたいと思っております。

第一ページの上の方に公共土木施設関係のただいままでに受けております被害の報告額が総計して書いてございます。直轄災害が十九億三千三百万円、その内訳が河川、ダム、砂防、海岸、道路になっておりまして、河川が十八億五千万円、ダムが一千万円、砂防が千二百万円、海岸が一千万円、道路が四千二百万円、こういふふうになっ

ております。それから、都道府県からの被害の報告、つまり補助災害につきましては、二百二十二億九千五百万円。合計をいたしますと二百四十二億二千六百万円、こういふふうになっております。

この内訳でございますが、直轄河川につきましては四ページに書いてございます。四ページに各主要建設局及び河川名、個所数、金額、こういふふう

に書いてございまして、このうち被害のひどかったところを申し上げますと、四国地方建設局の那賀川が一億二千万円、それから中国地方建設局に参りまして、千代川が一億七千万円、近畿地方建設局の紀ノ川が一億二千七

百五十万円、淀川が六億、淀川が一番多くなっておりますが、これは高潮と波浪によりまして、河川の堤防のりがたかかれてくずれた。その復旧の費用でございまして、それから中部地建局内で木曾川上流、下流一億三千六百万

円、その他を入れますと十八億四千九百七十万円、二十二河川に及んでい

るわけでありまして、それから五ページには直轄管理区間内の一、二級国道、主要道の被害状況を調べてございまして、これも同じように地建名、路線名、被害個所、被害状況、被害額、こういふふうになってお

ります。中部、四国、九州地建内、それから北海道関係、全部合計しまして十二万所、四千二百八十七万円、こ

ういふふうになっておるわけでございます。

六ページから都道府県のいわゆる補助災害の被害の状況が書いてございま

すが、県名、おもな被害地、その次に

雨量、風速、波高等の気象の関係、その次におもな被害河川の出水状況、それから被害のあった海岸、道路名等が書いてございまして、一番右が被害報告額、個所、金額、こういふふうにな

っております。全部で四十二都道府県、三市に及んでおりますが、このうち被害のひどかったところを申し上げますと、六ページの下から三つ目の石

川県、これは手取川の水系がひどかったわけでありまして、十九億三千五百

万円、それから岐阜県では長良川の上流の白鳥町を中心とした被害でございまして、十一億四千九百万円、

こういふふうになっております。七ページに参りまして、福井県、それが九

頭竜の水源地帯の付近、大野市から奥の方がひどくございまして、四十五億七千九百万円、これが最高になってお

ります。それから三つほど飛びまして兵庫縣、これが淡路を中心としたし

た被害でございまして、三十一億三千五百万円、一つ置まして和歌山縣の海岸一帯が非常な波のために海岸堤

防、その他がやられたことと、なお有田川の上流で相当雨量がございましたので、河川の被害もふえております。

総計で二十億二千八百万円、その次が鳥取県でございまして、千代川の上流

の地帯が被害を受けて十一億一千八百万円、こういふふうになっており

ますが、法律の関係といたしましては、本年の梅雨前線と同じように、その中に一緒に含めまして公共土木施設の高率負担の問題、それから災害関連事業の高率の負担の措置の立法、さらに使用いたした水防資材についての特例の措置法、これらをもうすでに準備して国会に提出をしておるわけでございます。

なお、行政的な措置といたしましては、直轄河川につきましては緊急に予算が要りますので、予備費から支出をいたしまして、応急復旧に着手いたしております。

なお、補助の災害につきましては、査定官の現地の指導並びに緊急査定の準備をいたしまして、準備でき次第着工査定をいたしまして、必要な経費を支出をする、こういふふうの措置をしているわけでありまして、

なお、大阪関係につきましては、一応高潮対策事業といたしまして護岸堤防ができていたのたがございましたが、それが地盤沈下のために下がったために今回のような被害を生じたわけでございます。従って、高潮対策事業の促進につきまして格段の措置をとりたいたうので、大蔵省と極力折衝いたして

なお、大阪、和歌山、兵庫、徳島、高知の各県の海岸の被害が非常に激甚でありましたので、その措置といたしましては、災害関連事業の特別立法並びに改良事業を大幅に促進をしたいというので、これも大蔵省と折衝することにしたというわけでございます。

なお、緊急砂防につきましても、やはり相当雨量がたくさんありまして、必要なところもありまして、その調

査を現在極力やっている最中でござい

ます。以上、簡単にございまして、河川局の関係を終わります。

○二階堂委員長 次に關盛計画局長。

○關盛政府委員 第二室戸台風関係の都市関係につきまして御説明申し上げます。

印刷物の一〇ページにその部分を掲げてございまして。都市関係におきましては、十月三日現在までに報告のありました都市施設――都市の排水路、公共下水道、公園、街路等の被害を申し上げておるのでございまして、その被害報告額は一億九千八百八十六万四千円ということになっております。特

に關係の府県は十五府県でありまして、大阪府関係の公共団体の被害が一番大きく、一億一千余万円に達して

おりますので、査定の結果を待ちまして当年度中に復旧すべきものは復旧するという措置を進めて参りたいと考えて

おります。なお、この台風によりましてこの被害の中では堆積土砂または洪水排除に關するような、特別立法の対象になる事例がございまして、この台風関係

については、そのような特別措置を行なうようには至っていないということをつけ加えて申し上げておきま

す。

○二階堂委員長 齋藤住宅局長。

○齋藤（常）政府委員 住宅関係の被害状況につきまして申し上げます。十月三

宅の被害は全壊、流失、全焼合わせまして一万九千九百十六戸といふこととあり。全壊が一萬九千五百戸、流失が四百戸、半壊が五万七千七百戸に至つておるのであります。この中で特に被害の大きかつた県と申しますのは、この表で参りますと、新潟、それからずつと下の岐阜、京都、大阪、兵庫、和歌山、徳島、鹿児島といふようなことになつておられますが、全壊戸数で参りますと、大阪の四千五百二十四戸、次が鹿児島三千五百四十九戸、和歌山の二千九百九十戸、新潟の二千五百七十九戸、この四県が特に著しい被害といふことになつておるわけでございます。

以上のような被害状況でございますが、これに対する対策といたしましては、第一には災害公営住宅の建設といふこととでございます。特に激甚地につきましては特例法を適用するといふような立法措置を考へておる次第でございます。

それから公営住宅の中で既存の公営住宅が若干災害にあつておりますが、これにつきましても特例法の中で激甚地につきましても補助率を上げるといふことを考へております。

さらに、公庫の融資によります対策といふことにつきましては、全面的にこれを積極的に推進いたしまして、漏れのないようにいたしたいといふことになつております。

さらに、先ほど河川局長からお話がありました大阪の高潮対策の一環といたしましては、冷房用の用水のくみ上げ、あるいはビル用の用水のくみ上げの規制につきましても別途に法制を考へたいといふことを検討している次第でございます。

以上、簡単にありますが、御説明申し上げます。

○二階堂委員長 次に、去る二日の鹿児島市の大火の状況について説明を求めます。

齋藤住宅局長。鹿児島(常)政府委員 お手元にお配りしてあります半べらのものをこらん願ひたいと思ひます。

鹿児島市の火災は十月二日の午前一時三十八分に起こりまして、同三時四十分には鎮火しております。これは鹿児島市の郡元町という地区でございます。海岸に面した飛行場の隣の、はなるところになつてゐる地区であります。消失いたしましたのは全焼で七百十六戸、半焼が三戸でございます。罹災世帯が八百四世帯、罹災人員が三千六十一人といふことになつております。十月二日に災害救助法が適用されました。

この地区につきましては、前に引揚者その他がおりました地区を都市計画区画整理いたしまして、その人々たちをこの地区に移したわけでございます。非常に小さな家屋が密集しておつたところに火事が起こつたわけでございます。そのために相当の被害に上つたといふことのように聞いておるのでございます。

これにつきましては、すみやかに具体的計画を立てまして、これによつてできるだけ公営住宅を建設するといふような方針で、国としてもあつた限りの援助をするといふようなことで、今後地元と市並びに県と十分に連絡をいたしまして対策を講じていきたい、かように考へております。

○二階堂委員長 次に、昭和三十六年度建設省関係予算補正につきまして、政府当局より説明を聴取することにいたします。

中村建設大臣。建設省所管の昭和三十六年度の補正予算につきましては、その概略を御説明申し上げます。

まず、一般会計について申し上げます。総額では、今回の追加額は百三十億四千六百八十万円でありまして、これをすてに成立した昭和三十六年度の予算額二千三百三十五億二千八百八十万円に加へますと二千四百四十五億七千四百八十万円と相なります。

次に、その内訳について御説明申し上げます。

まず、初めに、河川等災害復旧事業関係及び治水事業関係について申し上げます。今回の追加額は、河川等災害復旧事業に百一億一千四百八十万円、河川等災害関連事業に三億四千三百八十万円、緊急砂防事業に七億三千六百八十万円、給与改善に伴う事務費等に二億三千六百八十万円、計百十四億二千七百八十万円でありまして、その内容といたしましては、まず、河川等災害復旧事業費につきましては、本年の梅雨前線豪雨等による河川、砂防及び道路の災害のうち八月以前に発生した災害を復旧するために必要な経費でありまして、直轄災害につきましては二カ年、補助災害につきましては緊急工事を三カ年で復旧する方針に基づき、本年度に必要経費の約九割を計上いたしてしております。

次に、河川等災害関連事業費につきましては、本年の八月以前に発生した補助災害の復旧事業の進捗に即応して改良復旧を行なうために、地方公共団体の行なう災害関連事業に補助するに要する経費でありまして、本年度所要額の約九割を計上いたしてしております。

次に、緊急砂防事業費につきましては、本年の八月以前に梅雨前線豪雨等により新たに生じた山地の崩壊等による被害を防止するため、天龍川、木曾川及び土岐川において施行する直轄緊急砂防工事に必要な経費と、長野県等十五県において施行する緊急砂防工事の補助するために必要とする国庫負担分の財源を治水特別会計へ繰り入れるために必要な経費を計上いたしてしております。

なお、以上申し述べました八月以前の災害にかかる河川等災害復旧事業費及び河川等災害関連事業費の本年度所要額の残額並びに九月に発生した第二室戸台風にかかる災害復旧費等につきましては、調査の完了を待って今回補正後の予備費から支出することを予定いたしてしております。

また、公共土木施設の災害復旧事業及び災害関連事業につきましては、特別に法律を制定して、激甚地に対する国庫の負担を増加するよう考慮いたしてしております。

次に、給与改善に伴う事務費等につきましては、昭和三十六年十月以降における治水特別会計所属職員給与の改善に伴ひ必要な経費と、河川等災害復旧事業及び緊急砂防事業の直轄施行のために必要な工事事務費との国庫負担分の財源を同会計へ繰り入れるために必要な経費であります。

次に、住宅関係について申し上げます。今回の追加額は、建設省所管に計上いたしましたものは、住宅施設費に十一億四百八十万円、住宅地区改良費に一億三千六百八十万円、計十二億八千四百八十万円でありまして、別に実施に当たりましては、当省に移しかえて使用するものに、総理府所管の北海道関係で北海道住宅施設費に七千八百万円が計上されておりますので、今回の住宅関係の補正追加額の総額は十三億一千四百八十万円と相なります。

その内容といたしましては、最近建築資材及び賃金等の急激な値上がりによりまして、年度当初に予定いたしました建設戸数を既定の予算の枠内で実施することが困難になりましたので、所要の単価の是正を行ない、標準建設費を改定することといたしました。それに要する経費十三億八千八百万円と、さきに五月の強風に際して発生した火災及び六、七月の集中豪雨により消失した住宅の復旧対策として地方公共団体が災害公営住宅の建設を行なうことといたしてしております。

そのうち被害の激甚地に対しましては、特例法を制定して国の補助対象戸数の減少戸数に対する割合を引き上げるとともに、国の補助率についても従来の三分の二を四分の三に引き上げることといたしてありますので、それに要する差額分九百八十万円とであります。

次に、一般会計のその他の事項の追加額について申し上げます。

その他の事項といたしましては、水防資材緊急整備費に一億一千五百八十万円とあります。

第一類第十二号 建設委員会議録第一号 昭和三十六年十月四日

円、道路整備事業に一億五千五百余万円、一般会計支弁職員の給与改善費に一億一千五百余万円でありまして、その内容について申し上げますと、まず、水防資材緊急整備費につきましては、本年の梅雨前線豪雨等に際し、水防管理団体等が水防活動のために使用した資材に要した経費の一部を補助するに要する経費であります。特別立法により補助率を政令で定める地域の政令で定める基準に該当するものについては三分の二とし、その他は三分の一の予算補助を行なうこととして所要の経費を計上いたしております。なお、今回の補正追加額は、八月以前の災害における使用分に対する所要額の約八割を計上したものであり、その残額及び第二室戸台風にかかるものについては、調査の完了を待って今回補正後の予備費から支出することを予定いたしております。

次に、道路整備事業費及び一般会計支弁職員の給与改善費につきましては、いずれも昭和三十六年十月以降の政府職員の給与の改善に伴い必要な経費でありまして、そのうち道路整備事業費分につきましては、道路整備特別会計所屬の職員の給与の改善に伴い必要な経費の国庫負担分の財源を同会計へ繰り入れるために必要な経費であります。

以上が一般会計関係の補正予算の概要であります。次に特別会計の補正予算の概要を御説明申し上げます。まず、治水特別会計の概要について申し上げます。

本特別会計は、治水勘定及び特定多目的ダム建設工事勘定に区分して経理いたしておりますので、まず、治水勘定について申し上げますと、補正予算の総額は、歳入歳出とも十六億五千九百九十九万円で、その資金の内訳をいたしましては、一般会計より受け入れ九億五千二百余万円、特定多目的ダム建設工事勘定より受け入れ二千七百七十九万、地方公共団体工事費負担金収入七千九百九十九万円、電気事業者等工事費負担金収入六十余万円、予備収入六億円を予定いたしております。

その歳出の内訳をいたしましては、緊急砂防事業費に七億五千六百余万円、治水事業工事費に三億三百余万円、予備費に六億円を計上いたしております。

事業の内容をいたしましては、緊急砂防事業費につきましてはさきに申し上げた通りであります。治水事業工事費につきましては、本会計所屬職員の給与の改善に要する経費二億七千余万円と直轄事業の増加に伴い必要となる事務費三千三百余万円とであります。予備費につきましては、今後の予見がたい予算の不足に対して充てるための経費であります。

また、特定多目的ダム建設工事勘定につきましては、今回の補正総額は、歳入歳出とも二千七百七十九万円で、その資金の内訳をいたしましては、一般会計より受け入れ二千余万円、地方公共団体工事費負担金収入八百余万円、電気事業者等工事費負担金収入五百余万円を予定いたしております。

その歳出は、他勘定へ繰り入れ二千七百七十九万円であります。これは、本特別会計の事務費は治水勘定に一括して計上することとなっているため、特定多目的ダム建設工事に従事する職員

の昭和三十六年十月以降の給与の改善に伴い必要な経費として治水勘定へ繰り入れるものであります。次に、道路整備特別会計の補正予算の概要について申し上げます。

本特別会計の今回の補正総額は、歳入歳出とも一億九千九百九十九万円で、その資金の内訳をいたしましては、一般会計より受け入れ一億五千五百余万円、地方公共団体工事費負担金収入三千九百九十九万円を予定いたしております。

その歳出は、道路事業工事費に一億九千九百九十九万円であります。これは、先に申し上げた通り昭和三十六年十月以降本会計所屬職員の給与を改善するために必要な経費であります。

以上をもちまして、建設省所管の補正予算の概要説明を終わりますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○三階委員 それでは、午後零時三十分より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後十一時七分休憩

午後零時三十分再開

○三階委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

水資源開発促進法案及び水資源開発公団法案の両案を一括議題として審議に入ります。

水資源開発促進法案
水資源開発促進法

(目的)

第一条 この法律は、産業の発展及び都市人口の増加に伴い水の需要

の著しい増大がみられる地域に対する用水の供給を確保するため、特定の河川の水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進を図り、もつて国民経済の成長と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(基礎調査)

第二条 政府は、次条第一項の規定による水資源開発水系の指定及び

第四条第一項の規定による水資源開発基本計画の決定のため必要な基礎調査を行なわなければならない。

2 経済企画庁長官は、前項の規定により行政機関の長が行なう基礎調査について必要な調整を行ない、当該行政機関の長に対し、その基礎調査の結果について報告を求めることができる。

(水資源開発水系の指定)

第三条 内閣総理大臣は、第一条に規定する地域について広域的な用水対策を緊急に実施する必要があると認めるときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び水資源開発審議会の意見をきいて、当該地域に対する用水の供給を確保するため水資源の総合的な開発及び利用の合理化を促進する必要がある河川の水系を水資源開発水系として指定する。

2 内閣総理大臣が水資源開発水系の指定をするには、協議の決定を経なければならない。

3 内閣総理大臣は、水資源開発水系の指定をしたときは、これを公示しなければならない。

(水資源開発基本計画)

第四条 内閣総理大臣は、水資源開発水系の指定をしたときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び水資源開発審議会の意見をきいて、当該水資源開発水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となるべき水資源開発基本計画(以下「基本計画」という。)を決定しなければならない。

2 内閣総理大臣が基本計画の決定をするには、協議の決定を経なければならない。

3 基本計画には、治山治水及び電源開発について十分の考慮が払われていなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本計画を決定したときは、これを公示しなければならない。

5 前四項の規定は、基本計画を変更しようとするときに準用する。

第五条 基本計画には、次の事項を記載しなければならない。

一 水の用途別の需要の見とおし及び供給の目標

二 前号の供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項

三 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

(水資源開発審議会)

第六条 総理府に、附属機関として、水資源開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、水資源開発水系及び基

本計画に関する重要事項について調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する重要事項について、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

第七條 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができ

る。

5 委員は、非常勤とする。

6 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

7 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第八條 専門の事項を調査させるため、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、非常勤とする。

第九條 審議会は、その所掌事務に關し、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 関係行政機関の長は、審議会の会議に出席して、意見を述べることができる。

第十條 前四條に定めるもののほ

か、審議会の組織及び運営その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(国土総合開発計画等との調査)

第十一條 国土総合開発計画と基本計画との調整は、内閣総理大臣が国土総合開発審議会と審議会の意見をきいて行なうものとする。

2 電源開発基本計画と基本計画との調整は、内閣総理大臣が電源開発調整審議会と審議会の意見をきいて行なうものとする。

(基本計画に基づく事業の実施)

第十二條 基本計画に基づく事業は、当該事業に關する法律(これに基づく命令を含む)の規定に従い、国、地方公共団体、水資源開発公団その他の者が実施するものとする。

(基本計画の実施に要する経費)

第十三條 政府は、基本計画を実施

するのために要する経費については、必要な資金の確保その他の措置を講ずることに努めなければならない。

(損失の補償等)

第十四條 基本計画に基づく事業を実施する者は、当該事業により損失を受ける者に対する措置が公平かつ適正であるように努めなければならない。

附則

1 (施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

2 (総理府設置法の一部改正)

(総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中低開発地域工業開発審議会の項の次に次のように加える。

水資源開発審議会

水資源開発促進法(昭和三十六年法律第

号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

(経済企画庁設置法の一部改正)

3 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十号の次に次のように加える。

ヨ 水資源開発促進法(昭和三十六年法律第

号)

水資源開発公団法案

水資源開発公団法案

水資源開発公団法案

水資源開発公団法案

水資源開発公団法案

水資源開発公団法案

水資源開発公団法案

水資源開発公団法案

理由

最近における産業の発展及び都市人口の増加に伴い水の需要の著しい増大がみられる地域に対する用水の供給を確保するため、水資源開発水系について水資源開発基本計画を決定し、これに基づく事業の実施を推進する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

水資源開発公団法案

水資源開発公団法案

水資源開発公団法案

水資源開発公団法案

水資源開発公団法案

水資源開発公団法案

目次

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 役員及び職員(第七条―第十七条)

第三章 業務(第十八条―第二十五條)

第四章 水資源開発施設に關する費用(第二十六條―第三十三條)

第五章 財務及び會計(第三十四條―第四十七條)

第六章 監督(第四十八條―第四十九條)

第七章 雑則(第五十條―第五十七條)

第八章 罰則(第五十八條―第六十一條)

附則

第一章 總則

第一条 水資源開発公団は、水資源開発促進法(昭和三十六年法律第

号)の規定による水資源開発基本計画(以下「水資源開発基本計画」という)に基づく水資源の開発又は利用のための事業を実施すること等により、国民経済の成長と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 水資源開発公団(以下「公団」という)は、法人とする。

(事務所)

第三条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公団は、内閣総理大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(登記)

第四条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければならない。これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第五条 公団でない者は、水資源開発公団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條(法人の不行爲能力)及び第五十條(法人の住所)の規定は、公団について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第七条 公団に、役員として、總裁一人、副總裁一人、理事八人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第八条 總裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 副總裁は、公団を代表し、總裁の定めるところにより、總裁を補佐して公団の業務を掌理し、總裁に事故があるときはその職務を代理し、總裁が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、總裁の定めるところにより、總裁及び副總裁を補佐して公団の業務を掌理し、總裁及び副總裁に事故があるときはその職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、公団の業務を監査する。

(役員)の任命

第九条 總裁及び監事は、内閣總理大臣が任命する。

2 副總裁及び理事は、總裁が内閣總理大臣の認可を受けて任命する。

(役員)の任期

第十條 役員は、四年とす。ただし、補欠の役員は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができ

(役員)の欠格事項

第十一條 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 國務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害關係を有するもの又は、これらの者が法人であるときは、その役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

又又は支配力を有する者を含む。)

(役員)の解任

第十二條 内閣總理大臣又は總裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができ

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があると

三 總裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、内閣總理大臣の認可を受けなければならない。

2 内閣總理大臣又は總裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができ

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があると

三 總裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、内閣總理大臣の認可を受けなければならない。

(役員)の兼職禁止

第十三條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十四條 公団と總裁又は副總裁との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(代理人の選任)

第十五條 總裁及び副總裁は、公団の理事及び職員のうちから、公団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員)の任命

第十六條 公団の職員は、總裁が任命する。

(役員及び職員の地位)

第十七條 公団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、

法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

第十八條 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 水資源開発基本計画に基づいて、次に掲げる施設(当該施設ののうち発電に係る部分を除く。)

の新築又は改築を行なうこと。

イ ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設

ロ イに掲げる施設と密接な關係を有する施設

二 前号の業務を行なうことにより生じた施設(以下「水資源開発施設」という。)の操作、維持、修繕その他の管理を行なうこと。

三 水資源開発施設についての災害復旧工事を行なうこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行なうこと。

2 公団は、前項の業務の遂行に支障のない範囲内において、委託に基づき、次の業務を行なうことができる。ただし、第三号及び第四号の業務を行なうについては、あらかじめ、内閣總理大臣の認可を受けなければならない。

一 水資源の開発又は利用に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行なうこと。

二 前項第一号イの施設のうち発電に係る部分の新築、改築若しくは管理又はこれについての災害復旧工事を行なうこと。

三 水資源の開発若しくは利用のための施設に関する工事又はこれと密接な關係を有する工事を行なうこと。

四 水資源の開発又は利用のための施設の管理を行なうこと。

(事業実施方針)

第十九條 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項第一号の業務につき、水資源開発基本計画に基づいて事業実施方針を定め、内閣總理大臣を経てこれを公団に指示するとともに、その概要を公表しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の事業実施方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、關係行政機関の長に協議するとともに、關係都道府県知事の意見をきかなければならない。

(事業実施計画)

第二十條 公団は、第十八條第一項第一号の業務を行なうときは、政令で定めるところにより、前条第一項の事業実施計画に基づいて事業実施計画を作成し、關係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 公団は、前項の規定により事業実施計画を作成し、又は変更しようとする場合には、当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとする者が特定しているときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その者の意見をきくとともに、第二十九

条の規定による当該水資源開発施設の

新築又は改築に要する費用の負担についてその者の同意を得なければならない。当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水をかんがいの用に供しようとする者の組織する土地改良区が特定しているときも、同様とする。

3 土地改良区は、前項の同意をするには、政令で定めるところにより、組合員のうち同項の流水をかんがいの用に供しようとする者の三分の二以上の同意を得なければならない。

(施設管理方針)

第二十一條 主務大臣は、政令で定めるところにより、第十八條第一項第二号の業務につき、施設管理方針を定め、これを公団に指示することができる。この場合において、主務大臣は、あらかじめ、關係行政機関の長に協議しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(施設管理規程)

第二十二條 公団は、第十八條第一項第二号の業務を行なうときは、政令において、政令で定めるところにより、かつ、前条の施設管理方針が指示されているときはこれに基づいて、施設管理規程を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(河川法の特例)

第二十三條 公団は、第五十五條第二号に規定する施設(以下「特定施設」という。)の新築又は改築

について、河川法（明治二十九年法律第七十一号）第七条（河川に關する工事等）（同法第五条（河川法の準用）の規定により準用される場合を含む。）の規定にかかわらず、同法にいう河川に關する工事を行なうことができる。

2 公団が特定施設の新築又は改築を完了したときは、河川法第四條第二項（河川の附屬物）（同法第五條の規定により準用される場合を含む。）の規定にかかわらず、建設大臣が、これを河川の附屬物として認定することができる。

3 建設大臣は、前項の規定による認定をしようとする場合において、当該特定施設の新築若しくは改築に要する費用について第二十条第二項の規定による同意をした者又は当該特定施設の一部の工事を公団に委託した者があるときは、あらかじめ、これらの者の同意を得なければならない。

4 第二項の規定により河川の附屬物として認定された特定施設については、河川法第三条（私権の排除）の規定は、適用しない。

5 特定施設の新築及び改築並びに河川の附屬物として認定された特定施設の管理に係る公団の監督については、河川法第四十九条（河川行政の監督）（同法第五條の規定により準用される場合を含む。）の規定は、適用しない。

6 公団が行なう特定施設の新築及び改築並びに第二項の規定により河川の附屬物として認定された特定施設の管理に係る河川法の適用又は準用に關しては、この条に定

めるもののほか、政令で定める。

7 公団は、その行なう特定施設の新築及び改築並びに第二項の規定により河川の附屬物として認定された特定施設の管理に關しては、政令で定めるところにより、河川法に規定する地方行政の権限を行なうことができる。

8 公団が特定施設の新築又は改築の工事を開始しようとするとき、及び当該工事を完了したとき、並びに建設大臣が第二項の規定により特定施設を河川の附屬物として認定したときは、公団又は建設大臣は、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（特定施設の操作に關する建設大臣の指揮）

第二十四条 建設大臣は、洪水を防ぐため緊急の必要があると認めるときは、その必要の範囲内において、特定施設の操作に關し、政令で定めるところにより、公団を指揮することができる。

（危害防止のための通知等）

第二十五条 公団は、水資源開発施設を操作することによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

第四章 水資源開発施設に關する費用

（特定施設に係る国の交付金等）

第二十六条 国は、特定施設の新築又は改築に要する費用のうち、洪水調節に係る費用その他政令で定める費用を公団に交付するものとする。

2 前項の費用の範囲、同項の交付金の額の算出方法その他同項の交付金に關し必要な事項は、政令で定める。

3 都道府県は、第一項の規定により国が公団に交付する金額の一部を負担しなければならない。

4 前項の規定による都道府県の負担の割合その他同項の規定による都道府県の負担金に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十七条 国は、特定施設の操作、維持、修繕その他の管理に要する費用及び特定施設についての災害復旧工事に要する費用のうち、洪水調節に係る費用その他政令で定める費用を公団に交付するものとする。

2 前項の費用の範囲、同項の交付金の額の算出方法その他同項の交付金に關し必要な事項は、政令で定める。

3 都道府県は、第一項の規定により国が公団に交付する金額の一部を負担しなければならない。

4 前条第四項の規定は、前項の都道府県の負担金について準用する。

5 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の適用に關しては、同法第四条第一項（国庫負担率）及び第四条の二（連年災害における国

庫負担率の特例）の災害復旧事業費の総額には、同法第四条第二項に掲げるもののほか、第一項の規定により災害復旧工事に要する費用（政令で定めるものを除く。）として公団に交付される金額を含むものとする。

（費用の負担）

第二十八条 特定施設の新築又は改築に係る第二十六条第一項の規定による国の交付金にかんがいに係るものが含まれている場合において、専用の施設を新設し、又は拡張することにより当該特定施設を利用して流水をかんがいの用に供する者は、政令で定めるところにより、当該特定施設の新築又は改築に要する費用の一部を負担しなければならない。

2 前項の規定による負担金は、政令で定めるところにより、都道府県知事が徴収して、これを国に納付するものとする。

第二十九条 公団は、水資源開発施設を利用して流水を水道若しくは工業用水道の用に供する者又は水資源開発施設（特定施設でその新築又は改築に係る第二十六条第一項の規定による国の交付金にかんがいに係るものが含まれているものを除く。）を利用して流水をかんがいの用に供する者の組織する土地改良区に、政令で定めるところにより、当該水資源開発施設の新築、改築及び管理並びにこれに關する災害復旧工事に要する費用を負担させるものとする。

第三十条 第十八条第一項第一号から第三号までの業務（特定施設で

その新築又は改築に係る第二十六条第一項の規定による国の交付金にかんがいに係るものが含まれているものに係るものを除く。）であつて、かんがい排水に係るものの受益地の全部又は一部をその区域に含む都道府県は、政令で定めるところにより、その業務に要する費用の一部を負担金として公団に支払わなければならない。

（受益者負担金）

第三十一条 公団は、水資源開発施設の新築又は改築によつて著しく利益を受ける者があるときは、政令で定めるところにより、その利益を受ける限度において、当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用の一部を負担させることができる。

（強制徴収）

第三十二条 第二十八条第一項、第二十九条又は前条の規定による負担金をその納期限までに納付しない者があるときは、都道府県知事又は公団は、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。

2 都道府県知事又は公団は、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対し督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日であらなければならない。

3 都道府県知事又は公団は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその負担金及び第五項の規定による延滞金を納付しないときは、都道

府県知事にあつては地方税の滞納処分例により、公団にあつては内閣総理大臣の認可を受けて国税の滞納処分例により、滞納処分をすることが出来る。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時刻については、国税の例による。

5 都道府県知事又は公団は、第一項の規定により督促をしたときは、同項の負担金の額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日からその負担金の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することが出来る。ただし、当該都道府県の条例又は総理府令で定める場合は、この限りでない。

6 前項の規定により都道府県知事が徴収した延滞金は、当該都道府県に帰属する。

(土地改良区の組合員に対する経費の賦課)

第三十三条 第二十九条の規定により土地改良区が費用を負担する場合には、これを土地改良区の事業に要する経費とみなして、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十六条第一項、第二項及び第四項(経費の賦課)、第三十八条(賦課金等の徴収の委任)並びに第三十九条(賦課金等の徴収)の規定を適用する。

第五章 財務及び会計

(事業年度)
第三十四条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

十一日に終わる。

(収入及び支出の予算等の認可)

第三十五条 公団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第三十六条 公団は、毎事業年度の決算を翌事業年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第三十七条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下次項において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後二月以内に、内閣総理大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十八条 公団は、毎事業年度、損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお剰余があるときは、その剰余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 公団は、毎事業年度、損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その

不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び水資源開発債券)

第三十九条 公団は、内閣総理大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は水資源開発債券(以下「債券」という。)を発行することが出来る。

2 前項の規定による短期借入金又は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えられた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 公団は、内閣総理大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することが出来る。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(政府からの貸付け等)

第四十条 政府は、公団に対し長期若しくは短期の資金の貸付けをし、又は債券の引受けをすることが出来る。

(債務保証)

第四十一条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条(保証契約の禁止)の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、債券に係る債務について保証することが出来る。

(償還計画)

第四十二条 公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(補助金)

第四十三条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、公団に対し、第十八条第一項第一号又は第三号に掲げる業務に要する経費の一部を補助することが出来る。

(余裕金の運用)

第四十四条 公団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の保有

二 銀行への預金又は郵便貯金(財産の処分等の制限)

第四十五条 公団は、総理府令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十六条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

(総理府令への委任)

第四十七条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第六章 監督

(監督)
第四十八条 公団は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることが出来る。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による主務大臣の監督について、必要な調整をすることが出来る。

(報告及び検査)

第四十九条 主務大臣は、必要があると認めるときは、公団に対して報告をさせ、又はその職員に公団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることが出来る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雑則

(解散)

第五十条 公団の解散については、別に法律で定める。

(訴訟)

第五十一条 この法律の規定に基づいて都道府県知事又は公団がした処分について不服のある者は、処分のあつた日から三十日以内に主務大臣に訴願することができる。

(協議)

第五十二条 内閣総理大臣は、次の場合には、あらかじめ、主務大臣に協議しなければならない。

一 第三条第二項、第十八条第二項ただし書、第三十五条又は第四十五条の規定による許可又は認可をしようとするとき。

二 第三十七条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第四十七条の規定により総理府令を定めようとするとき。

第五十三条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

一 第二十條第一項又は第二十二條の規定による認可をしようとするとき。

二 第四十八條第二項の規定による命令をしようとするとき。

第五十四条 内閣総理大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第十八條第二項ただし書、第三十五條、第三十九條第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第四十二條又は第四十五條の規定による許可又は認可をしようとするとき。

二 第三十七條第一項又は第四十六條の規定による承認をしようとするとき。

三 第四十四條第一号の規定による指定をしようとするとき。

四 第四十七條の規定により総理府令を定めようとするとき。

(主務大臣)
第五十五条 この法律において主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、内閣総理大臣

二 洪水(高潮を含む)、防禦の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその設置の目的に含む多目的ダム、河口堰、湖沼水位調節施設その他の水資源の開発又は利用のための施設であつて政令で定めるものの新築、改築、管理その他の業務に関する事項については、建設大臣

三 前号の多目的ダムの利用に係る多目的用水路で政令で定めるものの新築、改築、管理その他の業務に関する事項については、建設大臣

四 前二号に掲げる施設以外のダム、堰、水路その他の水資源の開発又は利用のための施設(多目的のものを含む)の新築、改築、管理その他の業務に関する事項については、政令で定めるところにより、厚生大臣、農林大臣、通商産業大臣又は建設大臣

(内閣総理大臣の権限の委任)
第五十六条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、この法律

の規定によるその権限の一部を経済企画庁長官に委任することができる。

(他の法令の準用)
第五十七条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第八章 罰則
第五十八条 第四十九條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により内閣総理大臣又は主務大臣の許可、認可又は承認を受けなければならない場合において、その許可、認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第四條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十八條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十四條の規定に違反して業務上の余給金を運用したとき。

五 第四十八條第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第六十条 前二條の規定の適用につ

いては、この法律の規定(第五十六條の規定を除く)中内閣総理大臣又は主務大臣とあるのは、第五十六條の規定により権限の委任を受けた経済企画庁長官を含むものとする。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(公団の設立)
第二条 内閣総理大臣は、公団の總裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された總裁又は監事となるべき者は、公団の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ總裁又は監事に任命されたものとする。

第三条 内閣総理大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、公団の設立の準備を完了したときは、その事務を前条第一項の規定により指名された總裁となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された總裁となるべき者は、前条第二項の事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 公団は、設立の登記をするることによつて成立する。

(経過規定)
第六条 この法律の施行の際現に水資源開発公団という名称を使用している者については、第五條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七条 公団の最初の事業年度については、第三十四條の規定にかかわらず、政令で別段の定めをすることが出来る。

第八条 公団の最初の事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画については、第三十五條中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)
第九条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一号ノ五中「愛知用水公団」を「水資源開発公団又ハ愛知用水公団」に改める。

(印紙税法の一部改正)
第十条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ五ノ三中「愛知用水公団」を「水資源開発公団又ハ愛知用水公団」に改める。

(所得税法の一部改正)
第十一条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第四号の四を次のように改める。

四の四 水資源開発公団及び愛知用水公団

(法人税法の一部改正)

第十二条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「首都高速道路公団」の下に「水資源開発公団」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「首都高速道路公団」の下に「水資源開発公団」を加える。

(土地収用法の一部改正)

第十四条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第三十四号の次に次の一号を加える。

三十四の二 水資源開発公団が設置する水資源開発公団法

(昭和三十六年法律第

号)第十八条第一項第一号に掲げる施設

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十五条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「農地開発機械公団」の下に「水資源開発公団」を加える。

(治山治水緊急措置法の一部改正)

第十六条 治山治水緊急措置法(昭和三十一年法律第二十一号)の一

部を次のように改正する。

第二条第二項各号列記以外の部分中「施行するもの及び」を「施行するもの」に改め、「補助するもの」の下に「及び水資源開発公団が施行し、かつ、これに要する費用を国が交付するもの」を加え、同項第一号中「第四号」の下に「及び第五号」を加え、同項に次の一号を加える。

五 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第 号)第十八条第一項第一号及び第二号の事業

(治水特別会計法の一部改正)

第十七条 治水特別会計法(昭和十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項に次の一号を加える。

五 法第二条第二項第五号に掲げる事業(同条第三項の規定に該当するものを除く)で水資源開発公団が施行するものに係る交付金の交付

第四条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第一条第二項第五号に規定する事業に係る水資源開発公団法(昭和三十六年法律第 号)第二十六条第三項又は第二十七条第三項の規定による都道府県の負担金及び同法第二十八条第二項の規定による納付金

第四条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第一条第二項第五号に規定する事業に係る国の交付金

第七条第一項中「費用」の下に「及び第一条第二項第五号に規定する事業に係る交付金」を加える。

(後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部改正)

第十八条 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「前項」を「第二項」に改め、附則中第十一項を第十二項とし、第三項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一号を加える。

3 前項の規定の適用上、水資源開発公団が施行する水資源開発施設の新興又は改築の工事のうちその費用の一部を都道府県が負担する政令で定めるものは、この法律による改正前の国の負担割合の特例に関する法令の規定による国の負担総額、この法律の規定による国の負担総額及び通常の国の負担割合による国の負担総額並びに同項後段に規定する数又は率の算定については、政令で定めるところにより、この法律による改正前の国の負担割合の特例に関する法令に規定する事業又は開発指定事業とみなす。

(行政管理局設置法の一部改正)

第十九条 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部

を次のように改正する。

第二条第十二号中「日本住宅公団」の下に「水資源開発公団」を加える。

(建設省設置法の一部改正)

第二十条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第八号の三の次に次の一号を加える。

八の四 水資源開発公団の業務の監督その他水資源開発公団法(昭和三十六年法律第 号)の施行に関する事務を管理すること。

第三条第二十六号の二中「首都高速道路公団」の下に「水資源開発公団」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

第二十一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第七号の次に次の一号を加える。

七の二 水資源開発公団を監督すること。

(農林省設置法の一部改正)

第二十二條 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第十六号中「及び農地開発機械公団」を「農地開発機械公団及び水資源開発公団」に改める。

(経済企画庁設置法の一部改正)

第二十三条 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第百六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十号の次に次のように加える。

タ 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第 号)

第九条に次の一号を加える。

十四 水資源開発公団に関すること。

(通商産業省設置法の一部改正)

第二十四条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第十一号の三の次に次の一号を加える。

十一の四 水資源開発公団に関すること。

理由

最近における産業の発展及び都市人口の増加に伴い水の需要の著しい増大がみられる地域に対する用水の供給を確保する等のため、水資源開発公団を設立し、これに水資源開発促進法の規定による水資源開発基本計画に基づく事業等を総合的かつ効率的に行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○二階堂委員長 提案理由の説明を聴取いたします。藤山経済企画庁長官。

○藤山国務大臣 冒頭に、七月企画庁長官を拝命いたしましたので、どうぞ今後よろしくお願いいたします。

それでは、まず水資源開発促進法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

最近における産業の著しい発展、人口の増大と都市への集中及び生活水準

の向上等により、わが国の重要産業地帯では、各種の用水に対する需要が激増してきており、この傾向は、今後ますます強まるものと考えられるのであります。

一方、わが国の主要河川は、国土の気象上及び地形上の特色からして、年間流出量が莫大な量に達するにもかかわらず、豊水と渇水の差が激しいため、河川水利用率はきわめて低く、利根川を例にとりましても、全流出量のわずかに一二％程度が利用されているにすぎない状態でありま。

従つて、緊迫した水不足の事態に對処いたしますためには、積極的に水資源を開発し、かつ水の合理的な使用をはからなければならぬのであります。このため、水系を一貫して総合的に水資源の開発利用をはかるための計画を樹立いたすことが何よりも必要であると思ふのであります。これがこの法律案を提出した理由であります。

次に、この法律案の要旨を申し上げます。

第一点は、内閣総理大臣は産業の発展及び都市人口の増加に伴い水の需要の著しい増大が見られる地域に水の供給を確保するため必要があるときは、水資源の総合的な開発及び利用の合理化を促進すべき河川の水系を水資源開発水系として指定することでありま。この指定については、内閣総理大臣は関係行政機関の長に協議し、かつ、都道府県知事及び水資源開発審議会の意見を聞き、なお、閣議の決定を経ることとしていたしております。

第二点は、内閣総理大臣は、指定された水資源開発水系について水資源開発基本計画を作成するものとしたこと

であります。この基本計画についても関係行政機関の長に協議し、関係都道府県知事及び水資源開発審議会の意見を聞き、かつ、閣議の決定を経ることとしていたしております。

第三点は、内閣総理大臣の諮問に應じ、水資源開発水系の指定及び水資源開発基本計画に関する重要事項を調査審議するため、総理府に学識経験者をもって組織する水資源開発審議会を置くこととあります。

第四点は、水資源開発基本計画と国土総合開発計画または電源開発基本計画との調整の必要が考えられるので、この調整については、内閣総理大臣が国土総合開発審議会または電源開発調整審議会の意見を聞いて行なうものとしていたしております。

第五点は、基本計画に基づく事業は、国、地方公共団体、水資源開発公団、その他の者が実施することとしたしております。

第六点は、政府は、基本計画を実施するために要する経費については、必要な資金の確保その他の措置を講ずることに努めるものとしたこととあります。

第七点は、基本計画を実施する者は、その事業により損失を受ける者に対する措置が公平かつ適正であるよう努めるものとしたこととあります。以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議のうえ、すみやかに御承認いただくようお願いいたします。

次に水資源開発公団法案の提案理由の説明をいたします。

は、産業の発展と都市人口の増加に伴い、水に対する需要の著しい増大が見られるのであります。これらの地域に対する用水の供給を確保するために、総合的な計画のもとに水資源の開発または利用のための事業を総合的に施行するとともに、開発施設の建設の早期完成をはかることが肝要であると思ふのであります。

本法案は、水資源開発促進法案による水資源開発基本計画に基づいて、これらの事業を総合的かつ効率的に施行する事業主体として、独立の法人格を有する特別法人水資源開発公団を設立せんとするものであります。

以下、本法案の要旨を御説明いたします。

第一に、公団の目的であります。公団は、水資源開発促進法の規定による水資源開発基本計画に基づく水資源の開発または利用のための事業を実施すること等により、経済の成長及び国民生活の向上に寄与することをその目的としていたしております。

第二に、公団の役員として総裁、副総裁、理事及び監事を置くこととし、その任期は、それぞれ四年といたしております。

第三に、公団の業務であります。水資源開発基本計画に基づきまして、ダム、水路その他の水資源の開発利用のための施設の建設、管理を行なうことが公団の中心的業務であります。公団が水資源開発施設の建設を行なうにあたりましては、事業実施計画を定め、関係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならぬこととしております。この事業実施計画の基本となるべき事項に

つきましては、各主務大臣が関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事の意見を聞いた上、これを事業実施方針として定め、公団に指示することとしていたしております。

第四に、公団が行なう建設工事のうち洪水防衛等のいわゆる治水目的をも有する特定施設の工事についてであり、かつ、これにつきましては、公団は、河川法にいう河川に関する工事を行なうことができることとして河川法第七條の原則に對する特例を設けております。すなわち、特定施設の建設が完了したときは、建設費用の負担者等の同意を得て、建設大臣がこれを河川の付属物に認定することができるようにするものと、この場合、公団は政令で定めることにより、河川法の規定に基づく地方行政の権限の一部を行なうことができることとして行なうのであります。

第五に、公団の施設の建設に必要な費用についてであります。治水関係分につきましては国と都道府県が負担し、これを公団に交付することになつております。それ以外につきましては、水資源開発施設を利用して、流水を水道もしくは工業用水道の用に供する者またはこの流水を灌漑の用に供する農業者の組織する土地改良区が特定された場合には、これらの者が負担することとしております。なお、このいわゆる利水関係分の建設に必要な費用につきましては、公団は、政府または都道府県から補助金の交付または負担金の納付を受け、また、必要な資金の借り入れ等を行なうことができることとなつております。

第六に、公団の財務及び会計であります。

第七に、公団の監督は、主務大臣がこれを行なうこととし、公団の業務に關し、監督上必要な命令を發し、公団の事務所に対し、立ち入り検査を行ない得るようにするほか、内閣総理大臣は、主務大臣の監督につき所要の調整を行なうこととしていたしております。

最後に、附則におきまして、本法案の施行期日は公布の日から起算して六カ月をこえない範囲内において政令で定めることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御承認下さるようお願いいたします。

○二階堂委員長 これにて本日予定の議事は終了いたしました。

次会は来たる六日開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時四十八分散会

昭和三十六年十月七日印刷

昭和三十六年十月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局